

社保審

生活保護改悪求める

低賃金労働・親族に説明強要

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の「生活困窮者支援特別部会」は16日、生活保護制度の大改悪を打ち出しました。

報告書は、生活保護利用者のうち「就労可能」とされた人が一定期間で就職できない場合、本人の望まない職種・場所での就職を迫り、「低額であってもいったん就労」を基本とするよう求めています。低賃金・低待遇の仕事に追い込むもので、労働市場全体の待

遇引き下げにつながります。

↓関連②③面

また、扶養義務者に対し福祉事務所の判断で、扶養が困難な理由の説明を求めることが必要としています。現行法では、扶養できる親族がいるかどうかは生活保護受給の要件ではありません。しかし、親族への扶養の問い合わせは、いまでも受給申請抑制の大きな要因で、それをさらに強めるものです。

支給された保護費の使い

道は自由だと裁判で認められているにもかかわらず、地方自治体の権限を強化し、就労や保護費の支出状況を調査権限に加えることを打ち出しました。過去の保護利用者を調査対象に加

えるよう求め、官公署に対し回答を義務つける制度創設を求めています。厚労省は報告書をもとに、生活保護法の改悪案と新法案を通常国会に提出する方針です。

基準
60歳以上世帯は増え
夫婦子4人世帯は減

生活保護のうち生活費にあたる「生活扶助」の現行基準を検証してきた同審議会の生活保護基準部会も同

日、報告書をまとめました。検証結果を機械的に反映した場合、60歳以上の単身世帯では生活扶助費が月約

3300円（4・5％）増え、60歳以上の夫婦世帯では約1700円（1・6％）増えるとなりました。一方で、夫婦と子ども2人の世帯では約2万6300円（14・2％）減るとしており、これを根拠に、多人数世帯などの保護費の引き下げが狙われています。（2面に表）

生活扶助基準の検証は5年に1度実施することとされ、今回が2回目。収入下位10％の低所得世帯（平均年収約120万円）の生活費水準と比較する方式で、生活扶助の現行基準を検証しました。

厚労省はこの結果を踏まえて、2013年度の生活扶助の基準額の見直しを検討し、1月末に閣議決定する予定の13年度予算案に盛り込みます。